

下級裁判所裁判官指名諮問委員会（第１２３回）議事要旨

（下級裁判所裁判官指名諮問委員会庶務）

１ 日時

令和７年１２月５日（金）１３：００～１４：５４

２ 場所

最高裁判所中会議室

３ 出席者

（委員）飯田裕美子、井田良、伊藤栄二、佐々木宗啓、島田一、菅原ますみ、
田邊宜克、中尾正信、中田裕康（委員長）、堀内成子、山本敬三（敬
称略）

（庶務）清藤健一（総務局長）、長田雅之（総務局総括参事官）、吉岡大地（総
務局第一課長）

（説明者）板津正道（人事局長）、中村修輔（人事局任用課長）

４ 議題

（１）協議

- ・ 令和８年上半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者
について
- ・ 令和８年４月期の弁護士任官候補者について
- ・ その他

（２）次回の予定等について

５ 議事

（１）協議

退任した永渕委員の後任として島田委員が紹介された。

庶務から、前回の委員会以後の経過として、令和７年１０月期の出向から

の復帰候補者についての答申を最高裁判所に報告したこと、また、令和 7 年 10 月期の出向からの復帰候補者並びに令和 7 年下半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者についての最高裁判所における審議結果が報告された。

- ・ 令和 8 年上半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者について

庶務から、9 月 5 日の当委員会の結果を受け、各地域委員会に対し、指名候補者について情報収集を行い、その結果を取りまとめて送付するように依頼したこと、各地域委員会では、当委員会からの依頼に基づき、情報収集及びその取りまとめが行われ、その結果が送付されたこと、地域委員会から送付された情報の中には、弁護士会又は弁護士会連合会を經由して地域委員会に提供された情報は含まれていなかったことが報告された。もっとも、今回、地域委員会から送付された情報の中には、同じ再任候補者の指名の適否に関して、複数名から連名で提出された情報があり、当該情報の適格性について地域委員会で審議した結果、当委員会へ送付することとされたこと、また、ある地域委員会に対し、11 月 5 日の報告期限後に情報が寄せられ、当該地域委員会からこの情報が追加送付されたことが報告された。さらに、予定どおり 11 月 28 日に作業部会が開催され、重点審議者として追加すべき者の有無についての検討が行われたことも併せて報告された。

次に、作業部会長である井田委員から、連名で提出された情報の適格性を認め、遅れて提出された情報を審議資料に含めるものとして扱うこととされたことが報告され、これを受けて、本日の委員会においても、作業部会での取り扱いと同様に、連名で提出された情報の適格性を認め、遅れて提出された情報を審議資料に含めることとされた。

続いて、作業部会長である井田委員から、作業部会では、地域委員会から送付された情報等を精査したが、重点審議者に追加すべき者はいなかったことが報告され、審議の結果、重点審議者として追加すべき者はいないことと

された。

さらに、作業部会長である井田委員から、作業部会の検討結果について報告がされ、その結果を踏まえて、指名候補者 82 人について、判事に任命されるべき者として指名することの適否について審議され、審議の結果、いずれの者についても指名することが適当であると最高裁判所に答申することとされた。

- ・ 令和 8 年 4 月期の弁護士任官候補者について

庶務から、9 月 5 日の当委員会の結果を受け、関係する地域委員会に情報収集の依頼をしたこと、当該地域委員会では、当委員会からの依頼に基づき情報収集及びその取りまとめが行われ、その結果が送付されたことが報告された。

作業部会における検討結果を踏まえ、指名候補者 1 人について、地域委員会が収集した情報及び最高裁判所から提供された資料に基づき、裁判官に任命されるべき者として指名することの適否について審議され、審議の結果、指名することは適当でないと最高裁判所に答申することとされた。

- ・ 地域委員会における情報収集の方法の拡充について

庶務から、第 121 回委員会において報告された、地域委員会における情報収集の方法の拡充につき、従来の書面による情報提供に加えて、裁判官の指名の適否に関する有用な情報の提供が期待できる法曹から情報提供を受けることを担保できる形で電磁的記録による情報提供を受ける枠組みについて、庶務において具体的な事務処理手順の検討を行った結果、今後の地域委員会における情報収集の方法につき、別紙のとおりとしてはどうかと提案がなされ、異議なく了承されるとともに、庶務において、別紙の方法につき、最高検察庁・日本弁護士連合会に対し、各検察庁・各弁護士会への周知を依頼することとされた。

(2) 次回の予定等について

次回の委員会は、令和 8 年 2 月 16 日（月）に開催され、令和 8 年下半期

の再任（判事任命）候補者等について審議することとなった。

以 上

(別紙)

地域委員会における情報収集の方法の拡充について(案)

1 書面による情報提供

各個人から直接、各地域委員会の庶務を担当する高等裁判所事務局総務課長に対し指名候補者の指名の適否に関する情報(具体的な事実)並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を郵送(親展表示、「地域委員会関係」と朱書きする。)又は持参する方法

2 電磁的記録による情報提供

各個人から直接、指名候補者の指名の適否に関する情報(具体的な事実)並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した電磁的記録(ただし、所定のパスワードを付してPDFファイル形式で保存したものに限る。)を添付して、各地域委員会の庶務の電子メールアドレス宛てに送信する方法